

事 務 連 絡
令 和 2 年 4 月 2 日

各 都 道 府 県
指 定 都 市
中 核 市

ひとり親家庭施策担当部局
生活困窮者自立支援制度主管部局
障 害 保 健 福 祉 部 局
介 護 保 険 担 当 主 管 部 局

御中

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課母子家庭等自立支援室
厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室
厚 生 労 働 省 老 健 局 振 興 課
厚 生 労 働 省 老 健 局 老 人 保 健 課

新型コロナウイルス感染症への対応として子ども食堂の運営上留意すべき
事項等について（その３）

新型コロナウイルス感染症への対応として子ども食堂の運営上留意すべき事項等については、令和２年３月３日付け及び３月２４日付けの事務連絡（厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課母子家庭等自立支援室ほか連名事務連絡。別添１及び２参照）において、子ども食堂が地域で多様な形態で運営がなされている実態を踏まえた留意点として、感染拡大の防止に向けた対応、地域の実情に応じた取組の推進等についてお示ししているところです。

また、子ども食堂とフードバンクとの協力については、令和２年３月１３日付けの事務連絡（厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課母子家庭等自立支援室ほか連名事務連絡。別添３参照）において、農林水産省において実施する事業の活用についてお示ししているところです。

今般、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が令和２年４月１日に公表した「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（別添４参照）においては、感染のまん延状況に応じて、「感染拡大警戒地域」、「感染確認地域」、「感染未確認地域」の３つに区分し、それぞれの地域区分の考え方や、想定される対応等が示されています。

子ども食堂の運営にあたっては、上記の事務連絡等を踏まえ、地域の感染状況を踏まえつつ、感染拡大の防止に向けた対応を行っていただくよう、お願いいたします。

なお、現在も子ども食堂の開催を続けている運営者の方からは、公民館などの社会教育施設等を利用した運営が難しいというお声もお聞きしているところです。令和２年３月２１日付けの事務連絡（文部科学省総合教育政策局地域学習推進課事務連絡。別添５参照）において、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議から示された見解等を踏まえた社会教育施設において行われるイベント・講座等の開催に関する考え方が示されているところです。子ども食堂は、子どもの食事の確保はもとより、子どもたちが安心して過ごせる場所を提供するものであり、

大変有意義なものであることを踏まえ、地域の感染状況を踏まえつつ、感染拡大の防止に向けた対応を行うことを大前提として、公民館などの社会教育施設等を利用して子ども食堂を運営することも考えられるものです。この点については、社会教育施設の所管課である文部科学省総合教育政策局地域学習推進課にも協議済みです。

今後とも、新型コロナウイルス感染症の感染の状況を見ながら、必要に応じて、最新の情報や追加的な留意事項を提供する必要があることを申し添えます。最新の情報を確認の上、引き続き安全確保に細心の注意を払っていただくようお願いいたします。

各都道府県におかれては、貴管内市町村（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。）に対し周知をお願いいたします。

また、子ども食堂の運営者のほか、地域住民及び福祉関係者に周知されるよう、関係団体への協力要請等よろしくお取り計らい願います。

（別添１）

- ・「新型コロナウイルス感染症への対応として子ども食堂の運営上留意すべき事項等について」（令和２年３月３日付け厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課母子家庭等自立支援室ほか連名事務連絡）

（別添２）

- ・「新型コロナウイルス感染症対策に伴う子ども食堂とフードバンクとの協力について」（令和２年３月１３日付け厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課母子家庭等自立支援室ほか連名事務連絡）

（別添３）

- ・「新型コロナウイルス感染症への対応として子ども食堂の運営上留意すべき事項等について（その２）」（令和２年３月２４日付け厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課母子家庭等自立支援室ほか連名事務連絡）

（別添４）

- ・「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（令和２年４月１日新型コロナウイルス感染症対策専門家会議）

※「地域区分の考え方について」（Ｐ７）等を参照

＜参考：厚生労働省ホームページ＞

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00093.html

（別添５）

- ・「社会教育施設において行われるイベント・講座等の開催に関する考え方について」（令和２年３月２１日付け文部科学省総合教育政策局地域学習推進課事務連絡）

【照会先】

(子どもの生活・学習支援事業)

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課
母子家庭等自立支援室 生活支援係
電話：03-5253-1111(内線 4887)

(子どもの学習・生活支援事業)

厚生労働省社会・援護局地域福祉課
生活困窮者自立支援室 居住支援係
電話：03-5253-1111(内線 2879)

(地域活動支援センター事業)

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
自立支援振興室 地域生活支援係
電話：03-5253-1111(内線 3075)

(介護予防・日常生活支援総合事業)

厚生労働省老健局振興課 地域包括ケア推進係
電話：03-5253-1111(内線 3986)

(介護予防・日常生活支援総合事業（一般介護予防事業）)

厚生労働省老健局老人保健課 介護予防係
電話：03-5253-1111（内線 3947）

事務連絡
令和2年3月3日

各都道府県
指定都市
中核市
ひとり親家庭施策担当部局
生活困窮者自立支援制度主管部局
障害保健福祉部局
介護保険担当主管部局
御中

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課母子家庭等自立支援室
厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室
厚生労働省老健局振興課
厚生労働省老健局老人保健課

新型コロナウイルス感染症への対応として子ども食堂の運営上留意すべき事項等について

新型コロナウイルス感染症への対応については、令和2年2月25日新型コロナウイルス感染症対策本部決定「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」等に基づき取り組んでいただいているところですが、子ども食堂については、地域で多様な形態で運営がなされている実態を踏まえ、地域における感染の状況等を勘案しつつ、下記の内容に留意されるようお願いいたします。

各都道府県におかれては、貴管内市町村（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。）に対し周知をお願いいたします。併せて、教育関係部局等の関係部局にも周知をお願いいたします。

また、子ども食堂の運営者のほか、地域住民及び福祉関係者に周知されるよう、関係団体への協力要請等よろしくお取り計らい願います。

記

1. 子ども食堂における感染拡大の防止に向けた対応

子ども食堂については、「子ども食堂の活動に関する連携・協力の推進及び子ども食堂の運営上留意すべき事項の周知について」（平成30年6月28日付け厚生労働省子ども家庭局長ほか連名通知。以下「子ども食堂通知」という。）により、その運営上留意すべき事項等について、食品安全管理に関して留意すべき事項を含め、お示しをしているところです。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止する観点から、「社会福祉施設等（入所施設・居住系サービスを除く。）における感染拡大防止のための留意点について」（令和2年2月24日付け厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）が発出されたところです。

さらに、令和2年3月1日には、「新型コロナウイルスの集団感染を防ぐた

めに」も公表されています。

子ども食堂の運営にあたっては、上記の通知、事務連絡等を踏まえ、感染拡大の防止に向けた対応を行っていただくようお願いいたします。

なお、子ども食堂は、2において述べるとおり、ひとり親家庭に対する「子どもの生活・学習支援事業」及び生活保護受給世帯を含む生活困窮世帯に対する「子どもの学習・生活支援事業」と併せて実施されている場合がありますが、これらの事業の実施に当たっての留意点は、「ひとり親家庭及び生活困窮者世帯に対する学習支援事業の実施における新型コロナウイルス感染症への対応について」（令和2年2月28日付け子ども家庭局家庭福祉課母子家庭等自立支援室・社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室事務連絡）においてお示ししておりますので併せて参照いただきますようお願いいたします。

2. 地域の実情に応じた取組の推進

新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連して、以下の内容について、子ども食堂の運営者等への周知を図っていただくようお願いいたします。

（1）子ども食堂の活動において活用可能な政府の施策

子ども食堂の活動については、子ども食堂通知においてお示ししているとおり、厚生労働省において実施している以下のような施策と連携し、又は一体的に実施することで、より効果的に展開することが期待されます。

- ・ 母子家庭等対策総合支援事業における子どもの生活・学習支援事業
- ・ 生活困窮者自立支援制度における子どもの学習・生活支援事業
- ・ 介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業
- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センター事業

また、内閣府においては、子どもの貧困対策の観点から、子ども食堂にも資する施策として以下を推進しています。

- ・ 地域における総合的な支援体制の確立に向けた地方自治体の取組に活用できる地域子供の未来応援交付金
- ・ マッチング・ネットワーク推進協議会を通じた企業等との連携の促進

（2）学校の臨時休業期間中における子どもの食事の確保

新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連して、子どもの食事について、支援策を表明している民間企業があります。

こうした民間企業や、地方公共団体、子ども食堂の運営者等が、連携・協力を図りながら、（1）で述べた政府の施策の活用をするなどしつつ、地域の実情に応じた取組を進めていくことは、学校の臨時休業期間中における子どもの食事の確保に大きく資するものと考えています。

（3）子育て短期支援事業の活用

保護者の疾病等により、食事の用意を含めた子どもの養育が困難な家庭に対しては、保護者の希望等を踏まえつつ、子育て短期支援事業の利用も勧奨いただきますようお願いいたします。

この場合、以下の点にも御留意をお願いします。

- 市区町村の子ども家庭総合支援拠点が必要と認めた場合は、保護者から利用料金を徴収せずに利用させることを可能とする補助メニューがあること。
- 同事業の利用は「原則 7 日以内」としているが、今般の状況に鑑み、家族の状況に応じて柔軟に取り扱って差し支えないこと。
- 家族の状況等に応じ、例えば、昼間は同事業を利用し、夜間は家族で過ごすといったことも可能であること。

(別添 1)

- ・「子ども食堂の活動に関する連携・協力の推進及び子ども食堂の運営上留意すべき事項の周知について」(平成 30 年 6 月 28 日付け厚生労働省子ども家庭局長ほか連名通知)

※同通知に「子ども食堂における衛生管理のポイント」(別添 8)を記載。

(別添 2)

- ・「社会福祉施設等(入所施設・居住系サービスを除く。)における感染拡大防止のための留意点について」(令和 2 年 2 月 24 日付け厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡)

(別添 3)

- ・「新型コロナウイルスの集団感染を防ぐために」(令和 2 年 3 月 1 日公表)
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000601720.pdf>

(別添 4)

- ・「ひとり親家庭及び生活困窮者世帯に対する学習支援事業の実施における新型コロナウイルス感染症への対応について」(令和 2 年 2 月 28 日付け子ども家庭局家庭福祉課母子家庭等自立支援室・社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室事務連絡)

(別添 5)

- ・市区町村子ども家庭総合支援拠点機能強化事業について

【照会先】

(子どもの生活・学習支援事業)

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課

母子家庭等自立支援室 生活支援係

電話：03-5253-1111(内線 4887)

(子どもの学習・生活支援事業)

厚生労働省社会・援護局地域福祉課

生活困窮者自立支援室 居住支援係

電話：03-5253-1111(内線 2879)

(地域活動支援センター事業)

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

自立支援振興室 地域生活支援係

電話：03-5253-1111(内線 3075)

(介護予防・日常生活支援総合事業)

厚生労働省老健局振興課 地域包括ケア推進係

電話：03-5253-1111(内線 3986)

(介護予防・日常生活支援総合事業(一般介護予防事業))

厚生労働省老健局老人保健課 介護予防係

電話：03-5253-1111(内線 3947)

事 務 連 絡
令和 2 年 3 月 13 日

各 都 道 府 県
指 定 都 市
中 核 市

ひとり親家庭施策担当部局
生活困窮者自立支援制度主管部局
障 害 保 健 福 祉 部 局
介 護 保 険 担 当 主 管 部 局

御中

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課母子家庭等自立支援室
厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室
厚 生 労 働 省 老 健 局 振 興 課
厚 生 労 働 省 老 健 局 老 人 保 健 課

新型コロナウイルス感染症対策に伴う子ども食堂とフードバンクとの協力について

新型コロナウイルス感染症への対応については、「新型コロナウイルス感染症への対応として子ども食堂の運営上留意すべき事項等について」（令和2年3月3日付け厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課母子家庭等自立支援室ほか連名事務連絡）において、子ども食堂が地域で多様な形態で運営がなされている実態を踏まえた留意点をお示ししているところです。

また、子ども食堂は、ひとり親家庭に対する「子どもの生活・学習支援事業」及び生活保護受給世帯を含む生活困窮世帯に対する「子どもの学習・生活支援事業」と併せて実施されている場合がありますが、これらの事業の実施に当たっての留意点は、「ひとり親家庭及び生活困窮者世帯に対する学習支援事業の実施における新型コロナウイルス感染症への対応について」（令和2年2月28日付け子ども家庭局家庭福祉課母子家庭等自立支援室・社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室事務連絡）においてお示ししており、食事の提供に関して、「衛生管理等に十分配慮した上で、地域の農家、食品会社やフードバンク等の協力を得つつ、利用者の居宅に食品等を配布するなど状況に応じた柔軟な対応が可能」であることをお示ししているところです。

今般の状況を踏まえ、農林水産省において、新型コロナウイルス感染症対策に伴い食品関連事業者等から発生する未利用食品のフードバンクへの寄附等による有効活用を促進するため、下記の実施がなされています。生活困窮者支援やひとり親家庭に対する支援に役立てていくことについては、「新型コロナウイルス感染症対策に伴い発生する未利用食品の利用促進について」（令和2年3月13日文科省初等中等教育局健康教育・食育課ほか事務連絡）においてもお示ししていますが、下記の実施を活用して、子ども食堂とフードバンクとが協力し、地域の実情に応じた取組の推進を図ることは、子どもの食事の確保に資するものと考えています。

各都道府県におかれては、下記の実施について、貴管内市町村（特別区を含み、

指定都市及び中核市を除く。) に対し周知をお願いいたします。併せて、教育関係部局等の関係部局にも周知をお願いいたします。

また、子ども食堂の運営者のほか、地域住民及び福祉関係者に周知されるよう、関係団体への協力要請等よろしくお取り計らい願います。

記

1. 新型コロナウイルス感染症対策に伴い食品関連事業者から発生する未利用食品についてのフードバンクへの情報提供

農林水産省において、全国の食品関連事業者からフードバンクへ寄附することを希望する未利用食品の情報を集約し、全国のフードバンクに対し一斉に情報発信する取組を進めており、食品関連団体宛てに別添のとおり事務連絡が発出されています（別添1）。（別途全国のフードバンクにも農林水産省から同趣旨の事務連絡を発出しています）。

2. 学校給食の休止に伴う未利用食品活用緊急促進事業のうちフードバンク活用の促進対策

「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策－第2弾－」（令和2年3月10日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）に基づき、農林水産省において、新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校、中学校等の一斉臨時休業により、食品関連事業者等から発生する学校給食で活用する予定であった未利用食品をフードバンクへ寄附する又はフードバンクと調整の上で福祉施設・子ども食堂等に直接寄附する際に必要となる輸配送費を支援する等の事業（以下「新しい事業」という。）を実施しています（別添2）。子ども食堂とフードバンクが協力して、この新しい事業を活用することで、子ども食堂において未利用食品を効果的に活用し、配布する取組がより一層しやすくなると考えられます。

（別添1）

- ・「新型コロナウイルス感染症対策に伴い食品関連事業者から発生する未利用食品についてのフードバンクへの情報提供について」（令和2年3月4日付け農林水産省食料産業局バイオマス循環資源課長事務連絡）

（別添2）

- ・「フードバンク活用の促進対策及び再生利用の促進対策」（農林水産省資料）
＜参考：農林水産省ホームページ＞
https://www.maff.go.jp/j/supply/hozyo/shokusan/200310_1.html

（別添3）

- ・「新型コロナウイルス感染症への対応として子ども食堂の運営上留意すべき事項等について」（令和2年3月3日付け厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課母子家庭等自立支援室ほか連名事務連絡）

（別添4）

- ・「ひとり親家庭及び生活困窮者世帯に対する学習支援事業の実施における新型コロナウイルス感染症への対応について」（令和2年2月28日付け子ども家庭

局家庭福祉課母子家庭等自立支援室・社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室事務連絡)

(別添 5)

- ・「新型コロナウイルス感染症対策に伴い発生する未利用食品の利用促進について」(令和 2 年 3 月 13 日文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課ほか事務連絡)

【照会先】

(子どもの生活・学習支援事業)

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課
母子家庭等自立支援室 生活支援係
電話：03-5253-1111(内線 4887)

(子どもの学習・生活支援事業)

厚生労働省社会・援護局地域福祉課
生活困窮者自立支援室 居住支援係
電話：03-5253-1111(内線 2879)

(地域活動支援センター事業)

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
自立支援振興室 地域生活支援係
電話：03-5253-1111(内線 3075)

(介護予防・日常生活支援総合事業)

厚生労働省老健局振興課 地域包括ケア推進係
電話：03-5253-1111(内線 3986)

(介護予防・日常生活支援総合事業(一般介護予防事業))

厚生労働省老健局老人保健課 介護予防係
電話：03-5253-1111(内線 3947)

事 務 連 絡
令和 2 年 3 月 24 日

各 都 道 府 県
指 定 都 市
中 核 市

ひとり親家庭施策担当部局
生活困窮者自立支援制度主管部局
障 害 保 健 福 祉 部 局
介 護 保 険 担 当 主 管 部 局

御中

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課母子家庭等自立支援室
厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室
厚生労働省老健局振興課
厚生労働省老健局老人保健課

新型コロナウイルス感染症への対応として子ども食堂の運営上留意すべき事項等について（その2）

新型コロナウイルス感染症への対応については、「新型コロナウイルス感染症への対応として子ども食堂の運営上留意すべき事項等について」（令和2年3月3日付け厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課母子家庭等自立支援室ほか連名事務連絡）において、子ども食堂が地域で多様な形態で運営がなされている実態を踏まえた留意点をお示ししているところです。

また、フードバンクとの協力については、「新型コロナウイルス感染症対策に伴う子ども食堂とフードバンクとの協力について」（令和2年3月13日付け厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課母子家庭等自立支援室ほか連名事務連絡）において、農林水産省において実施する事業の活用についてお示ししているところです。

こうした事務連絡を発出し、留意点等をお示ししているところですが、現在も子ども食堂の開催を続けている運営者の方からは、開催しづらさを抱えながら運営されているというお声もお聞きしているところです。

この点、国として、①子ども食堂は、子どもの食事の確保はもとより、子どもたちが安心して過ごせる場所を提供するものであり、大変有意義なものであると認識をしていること、②国としては、感染拡大の防止に向けた対応を行った上で開催いただくことは差し支えないと考えており、しっかりと支援をしていきたいと考えていること、をお示ししています。（3月16日参議院予算委員会における安倍晋三内閣総理大臣答弁）

また、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が令和2年3月19日に公表した「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」においては、別添として、「多くの人が参加する場での感染対策のあり方の例」が示され、その中では例えば、「食事の提供は、大皿などでの取り分けは避け、パッケージされた軽食を個別に提供する等の工夫をする。」といった工夫が記載されています。

子ども食堂の運営にあたっては、上記の事務連絡等を踏まえ、感染拡大の防止に向けた対応を行っていただくよう、改めてお願いいたします。

各都道府県におかれては、貴管内市町村（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。）に対し周知をお願いいたします。併せて、教育関係部局等の関係部局にも周知をお願いいたします。

また、子ども食堂の運営者のほか、地域住民及び福祉関係者に周知されるよう、関係団体への協力要請等よろしくお取り計らい願います。

（別添１）

- ・「新型コロナウイルス感染症への対応として子ども食堂の運営上留意すべき事項等について」（令和２年３月３日付け厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課母子家庭等自立支援室ほか連名事務連絡）

（別添２）

- ・「新型コロナウイルス感染症対策に伴う子ども食堂とフードバンクとの協力について」（令和２年３月１３日付け厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課母子家庭等自立支援室ほか連名事務連絡）

（別添３）

- ・「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（令和２年３月１９日新型コロナウイルス感染症対策専門家会議）

※「大規模イベント等の取扱いについて」（Ｐ１６）、「事業者の皆様へのお願い」（Ｐ１７）、別添「多くの人が参加する場での感染対策のあり方の例」（Ｐ１９）等を参照
＜参考：厚生労働省ホームページ＞

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000610566.pdf>

【照会先】

（子どもの生活・学習支援事業）

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課
母子家庭等自立支援室 生活支援係
電話：０３-５２５３-１１１１（内線 ４８８７）

（子どもの学習・生活支援事業）

厚生労働省社会・援護局地域福祉課
生活困窮者自立支援室 居住支援係
電話：０３-５２５３-１１１１（内線 ２８７９）

（地域活動支援センター事業）

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
自立支援振興室 地域生活支援係
電話：０３-５２５３-１１１１（内線 ３０７５）

（介護予防・日常生活支援総合事業）

厚生労働省老健局振興課 地域包括ケア推進係
電話：０３-５２５３-１１１１（内線 ３９８６）

（介護予防・日常生活支援総合事業（一般介護予防事業））

厚生労働省老健局老人保健課 介護予防係
電話：０３-５２５３-１１１１（内線 ３９４７）

新型コロナウイルス感染症対策専門家会議

「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」(2020年4月1日)

I. はじめに

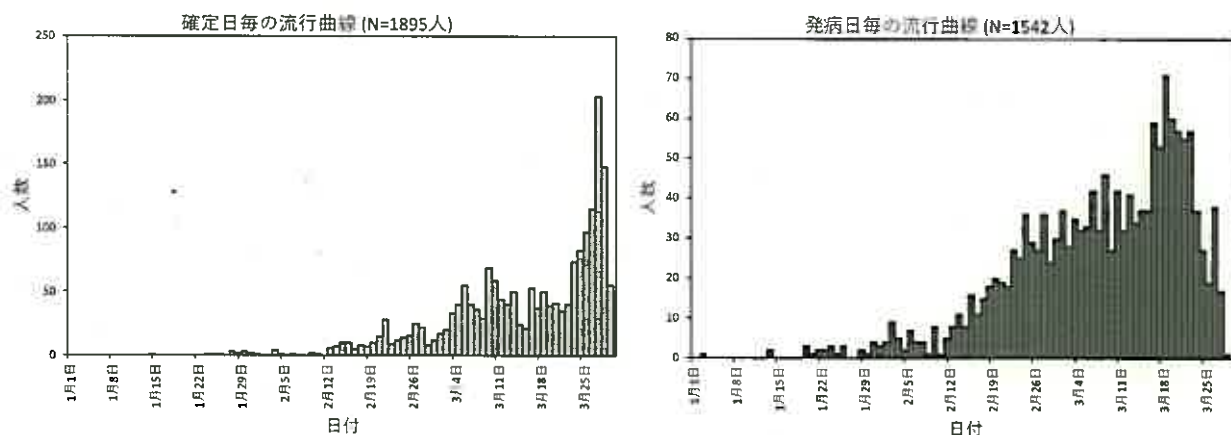
- 本専門家会議は、去る3月19日に「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」(以下「3月19日の提言」という。)を公表し、その後、海外からの移入が増加していたことも踏まえ、3月26日に「まん延のおそれが高い」状況である旨の報告を行った。これを受け、同日付けで政府では政府対策本部を立ち上げられたが、前回の提言から約2週間が経過したので、最新の情報に基づいて状況分析を更新するとともに、提言を行うこととした。

II. 状況分析

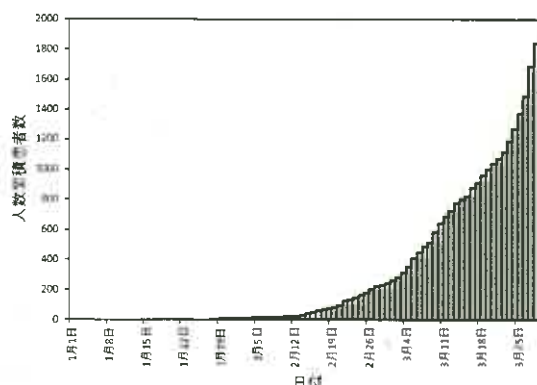
1. 国内(全国)の状況

- 前回の「3月19日の提言」から2週間が経過した現在の全国的な状況については、
 ・ 新規感染者数は、日ごとの差はあるものの、3月26日に初めて1日の新規感染者数が100人を超え、累積感染者数は3月31日には2000人を超えるに至っている。特に、確定日別でも発病日別でも都市部を中心に感染者数が急増している。31日は、東京都で78人、大阪府では28名などの新規感染者が確認された。こうした地域においては、クラスター感染が次々と報告され、感染源(リンク)が分からない患者数が増加する状況が見られた。

【図1. 日本全国における流行曲線(左図: 確定日別、右図: 発病日別)】

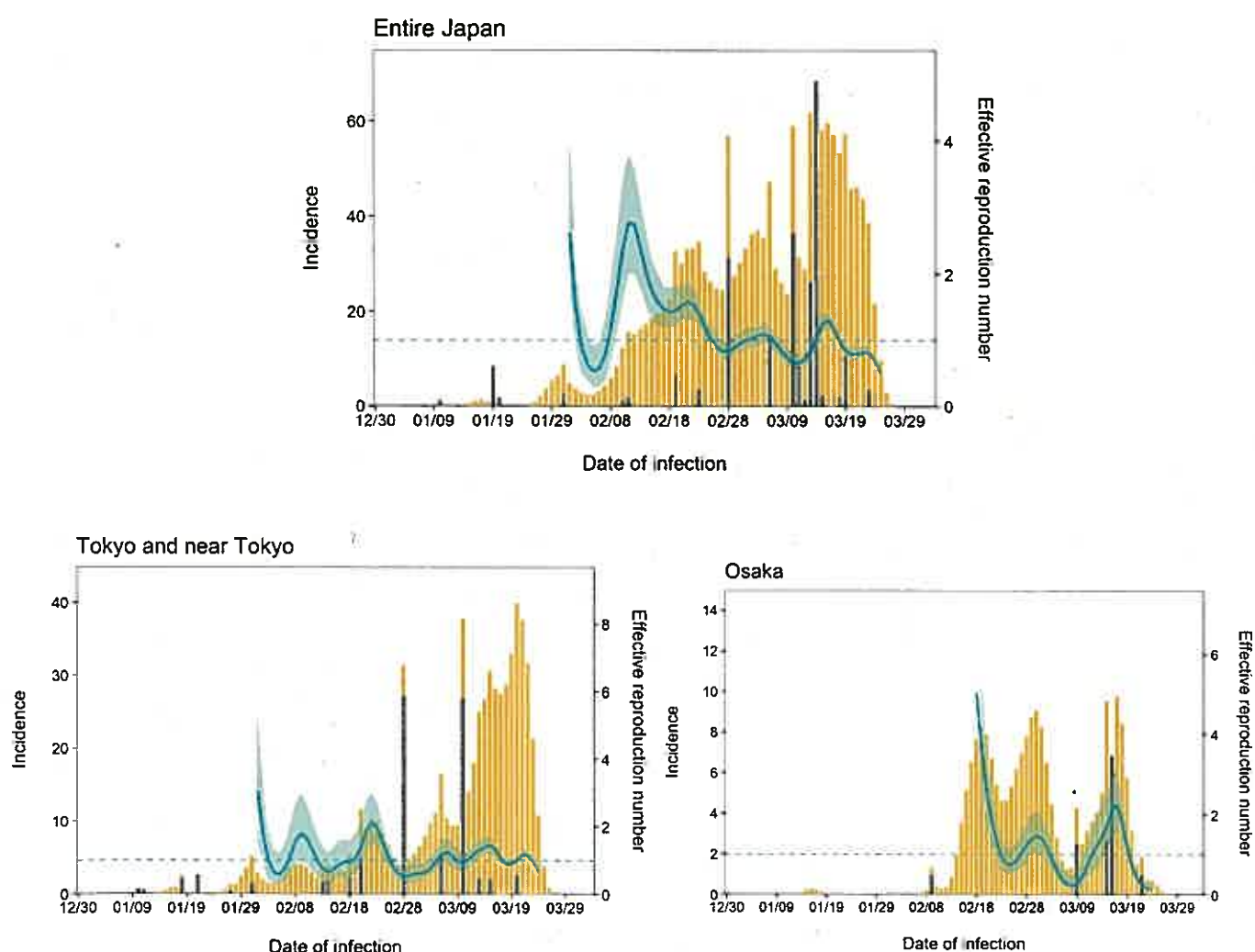


【図2. 累積感染者数(日本)】



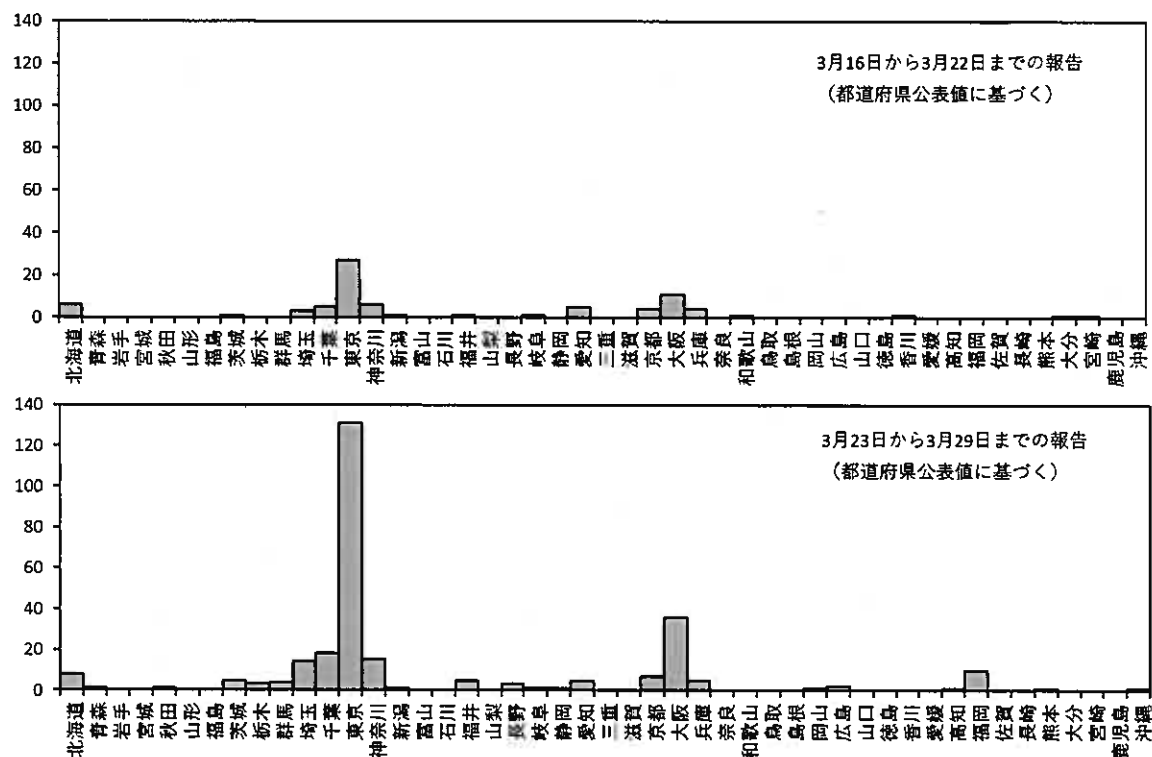
- ・日本全国の実効再生産数（感染症の流行が進行中の集団のある時刻における、1人の感染者が生み出した二次感染者数の平均値）は、3/15時点では1を越えており、その後、3月21日から30日までの確定日データに基づく東京都の推定値は1.7であった。今後の変動を注視していく必要がある。
- ・また、海外からの移入が疑われる感染者については、3月上旬頃までは、全陽性者数に占める割合が数%台であったものの、3月11日前後から顕著な増加を示し、3月22日、23日頃には4割近くを占めるようになった後、直近はやや減少に転じている。
- ・最近では、若年層だけでなく、中高年層もクラスター発生の原因となってきた。
- ・また、最近のクラスターの傾向として、病院内感染、高齢者・福祉施設内感染、海外への卒業旅行、夜の会合の場、合唱・ダンスサークルなどが上げられる。特に、台東区におけるクラスターについては全貌が見えておらず、引き続き注意が必要である。

【図3. 実効再生産数 日本全国、東京と東京近郊、大阪】



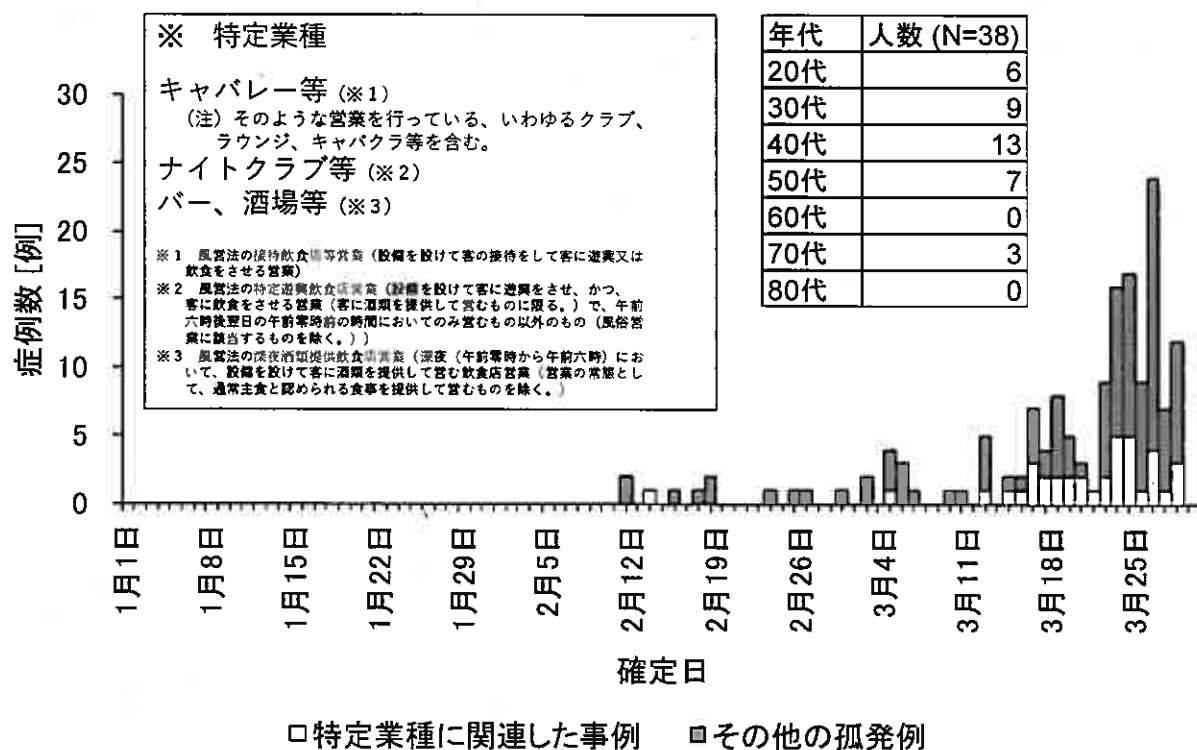
※ 推定された感染時刻別の新規感染者数（左縦軸・棒グラフ；黄色は国内発生推定感染時刻別の感染者数、紺色は推定感染時刻別の輸入感染者数）とそれに基づく実効再生産数（1人あたりが生み出した2次感染者数・青線）の推定値。青線は最尤推定値、薄青い影は95%信頼区間である。

【図4. 都道府県別にみた感染源（リンク）が未知の感染者数の推移（報道ベース）】



※・2020年3月16日～22日、3月23日～29日の間に報道発表された各都道府県の感染源が分からない感染者数の推移（報道ベース）。これらのうち積極的疫学調査によって感染源が探知された者は、今後、集計値から引かれていくことになる。流動的な数値であることに注意が必要である。

【図5. 夜の街クラスターについて（東京都）】



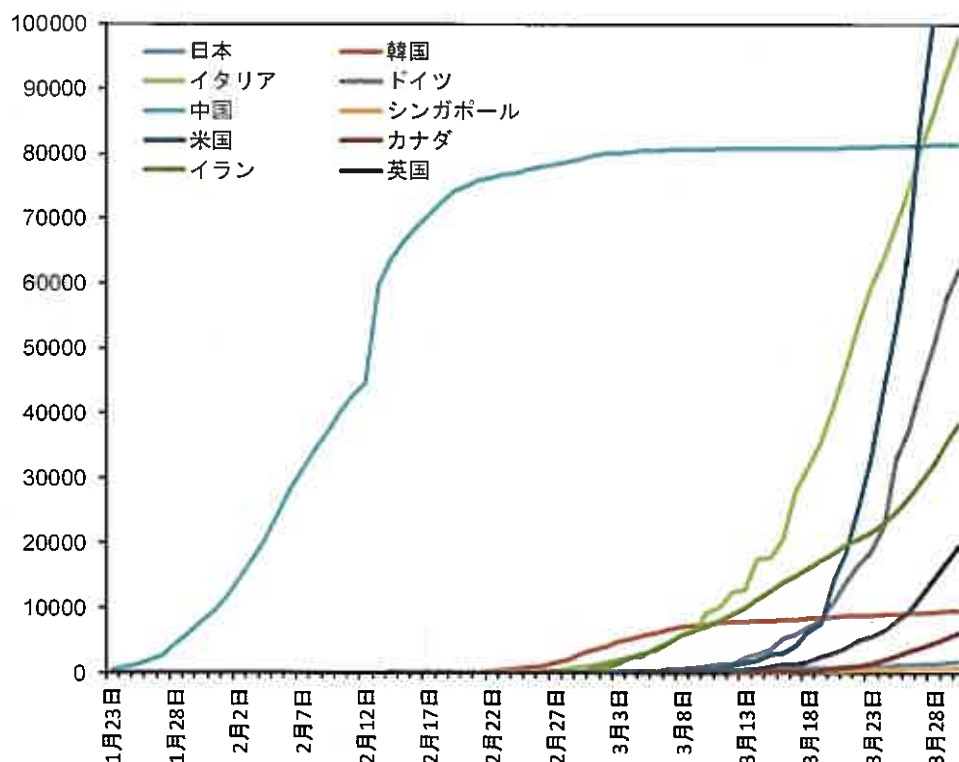
○ 以上の状況から、我が国では、今のところ諸外国のような、オーバーシュート（爆発的患者急増¹⁾）は見られていないが、都市部を中心にクラスター感染が次々と報告され、感染者数が急増している。そうした中、医療供給体制が逼迫しつつある地域が出てきており医療供給体制の強化が喫緊の課題となっている。

○ いわゆる「医療崩壊」は、オーバーシュートが生じてから起こるものと解される向きもある。しかし、新規感染者数が急増し、クラスター感染が頻繁に報告されている現状を考えれば、爆発的感染が起こる前に医療供給体制の限度を超える負担がかかり医療現場が機能不全に陥ることが予想される。

2. 海外の状況

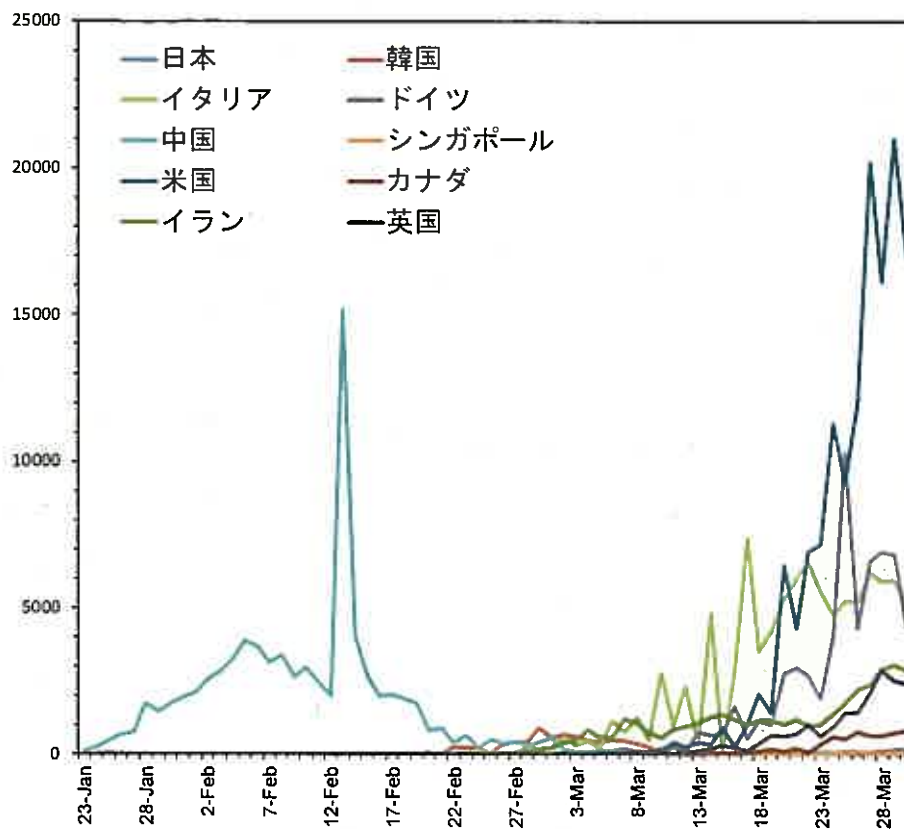
○ この間、欧州や米国では感染が爆発的に拡大し、世界の状況はより厳しいものとなっている。こうした国々では、医療崩壊により十分な医療が受けられない状況が起きており、日本でもその場面を取り上げた報道がなされている。

【図6. 累積感染者数の国別推移】



¹ オーバーシュート： 欧米で見られるように、爆発的な患者数の増加のことを指すが、2～3日で累積患者数が倍増する程度のスピードが継続して認められるものを指す。異常なスピードでの患者数増加が見込まれるため、一定期間の不要不急の外出自粛や移動の制限（いわゆるロックダウンに類する措置）を含む速やかな対策を必要とする。なお、3月21～30日までの10日間における東京都の確定日別患者数では、2.5日毎に倍増しているが、院内感染やリンクが追えている患者が多く含まれている状況にあり、これが一過性な傾向なのかを含め、継続的に注視していく必要がある。

【図 7. 新規感染者数の国別推移（確定日ベース）】



Ⅲ. 現在の対応とその問題点

1. 地域ごとの対応に関する基本的な考え方について

- 「3月19日の提言」における「Ⅱ. 7. 地域ごとの対応に関する基本的な考え方」においては、クラスター連鎖の防止を図っていくための「対策のバランス」の考え方を、地域の感染状況別に整理したものである。
- しかし、自治体などから、「自らの地域が3分類のどこに当たるのか教えて欲しい」という要望があることや、前提となる地域のまん延の状況や、医療提供体制の逼迫の状況を判断する際の、国・都道府県で共通のフォーマットとなる指標の考え方が対外的に示されていない、という課題が指摘された。

2. 市民の行動変容の必要性

- 「3月19日の提言」においては、「短期的収束は考えにくく長期戦を覚悟する必要があります」とした上で、市民の方に対し、感染リスクを下げるための行動変容のお願いをした。

- しかし、①集団感染が確認された場に共通する「3つの密」を避ける必要性についての専門家会議から市民の方へのメッセージが十分に届かなかったと考えられること、②このところ、「コロナ疲れ」「自粛疲れ」とも言える状況が見られ、一部の市民の間で警戒感が予想以上に緩んでしまったこと、③国民の行動変容や、健康管理に当たって、アプリなどSNSを活用した効率的かつ双方向の取組が十分には進んでいないことなどの課題があった。

3. 医療提供体制の構築等について

(1) 重症者を優先する医療提供体制の構築

- 今後、新型コロナウイルス感染症の患者が大幅に増えた場合に備え、この感染症による死者を最大限減らすため、新型コロナウイルス感染症やその他の疾患を含めた、地域の医療提供体制の検討・整備を行うことが必要である。

(2) 病院、福祉施設等における注意事項等

- 大分県、東京都、千葉県などで数十名から100名近い病院内・施設内感染が判明した。高齢者や持病のある方などに接する機会のある、医療、介護、福祉関係者は一層の感染対策を行うことが求められるほか、利用者等を介した感染の拡大を防止していくことが求められる。

IV. 提言

1. 地域区分について

(1) 区分を判断する際に、考慮すべき指標等について

- 地域ごとのまん延の状況を判断する際に考慮すべき指標等は以下のとおりである。
- 感染症情報のリアルタイムでスムーズな情報の把握に努められるよう、都道府県による報告に常に含む情報やタイミングに関して統一するよう、国が指示等を行うとともに、国・都道府県の双方向の連携を促進するべきである。

【地域ごとのまん延の状況を判断する際に考慮すべき指標等】

指標	考え方
①新規確定患者数	○感染症法に基づいて届出された確定患者数。各確定日で把握可能。約2週間程度前の感染イベントを反映することに注意を要する。
②リンクが不明な新規確定患者数	○都道府県内保健所による積極的疫学調査の結果、感染源が不明な感染者。地域におけるコミュニティ伝播を反映する。 ○報告時点では、リンクが繋がっていないことも多く、把握には日数を要する。 ○海外からの輸入例はここから別途集計すべきである。

③帰国者・接触者外来の受診者数	○オーバーシュート（爆発的患者急増）を可能な限り早く捉えるために、確定患者に頼らないリアルタイムの情報分析が重要である。
④帰国者・接触者相談センターの相談票の数項目（※）	○①～⑤の数値の動向も踏まえて総合的な検討を要す。
⑤PCR検査等の件数及び陽性率	※ ①帰国者・接触者外来受診を指示された件数（報告日別）、 ②医療機関からの相談件数（報告日別）推移の2項目

※ 加えて、実効再生産数（感染症の流行が進行中の集団において、ある時刻における1人の感染者が生み出した実際の二次感染者数の平均値）が地域での急激な感染拡大（オーバーシュート（爆発的患者急増））の事後評価に有用である。しかし、推定には専門家の知見を借りて示す必要があり、また、当該感染症においては感染から報告までの時間の遅れが長い場合概ね2週前の流行動態までしか評価できない。

【地域の医療提供体制の対応を検討する上で、あらかじめ把握しておくべき指標等】

○ また、都道府県は、これ以外に、地域の状況を判断する上で、医療提供体制に与えるインパクトを合わせて考慮する必要がある。については、

- ① 重症者数
- ② 入院者数
- ③ 利用可能な病床数と、その稼働率や空床数
- ④ 利用可能な人工呼吸器数・ECMO数と、その稼働状況
- ⑤ 医療従事者の確保状況

などを、定期的に把握しておかなくてはならない。

○ 地域ごとの医療機関の切迫度を、これらの指標から適宜把握していくことにより、感染拡大や、将来の患者急増が生じた場合などに備え、重症者を優先する医療提供体制等の構築を図っていくことが重要である。

（2）地域区分の考え方について

○ 「3月19日の提言」における「Ⅱ.7. 地域ごとの対応に関する基本的な考え方」において示した地域区分については、上記（1）の各種指標や近隣県の状況などを総合的に勘案して判断されるべきものとする。なお、前回の3つの地域区分については、より感染状況を適切に表す①感染拡大警戒地域、②感染確認地域、③感染未確認地域という名称で呼ぶこととする。

各地域区分の基本的な考え方や、想定される対応等については以下のとおり。

なお、現時点の知見では、子どもは地域において感染拡大の役割をほとんど果たしてはいないと考えられている。したがって、学校については、地域や生活圏ごとのまん延の状況を踏まえていくことが重要である。また、子どもに関する新たな知見が得られた場合には、適宜、学校に関する対応を見直していくものとする。

①「感染拡大警戒地域」

○ 直近1週間の新規感染者数やリンクなしの感染者数が、その1週間前と比較して大幅な増加が確認されているが、オーバーシュート（p4脚注参照。爆発的患者急増）と呼べるほどの状況には至っていない。また、直近1週間の帰国者・接触者外来の受診者についても、その1週間前と比較して一定以上の増加基調が確認される。

- 重症者を優先する医療提供体制の構築を図ってもなお、医療提供体制のキャパシティ等の観点から、近い将来、切迫性の高い状況又はそのおそれが高まっている状況。

<想定される対応>

- オーバーシュート（爆発的患者急増）を生じさせないよう最大限取り組んでいく観点から、「3つの条件が同時に重なる場」²（以下「3つの密」という。）を避けるための取組（行動変容）を、より強く徹底していただく必要がある。
- 例えば、自治体首長から以下のような行動制限メッセージ等を発信するとともに、市民がそれを守るとともに、市民相互に啓発しあうことなどが期待される。
 - ・ 期間を明確にした外出自粛要請、
 - ・ 地域レベルであっても、10名以上が集まる集会・イベントへの参加を避けること、
 - ・ 家族以外の多人数での会食などは行わないこと、
 - ・ 具体的に集団感染が生じた事例を踏まえた、注意喚起の徹底。
- また、こうした地域においては、その地域内の学校の一斉臨時休業も選択肢として検討すべきである。

②「感染確認地域」

- 直近1週間の新規感染者数やリンクなしの感染者数が、その1週間前と比較して一定程度の増加幅に収まっており、帰国者・接触者外来の受診者数についてもあまり増加していない状況にある地域（①でも③でもない地域）

<想定される対応>

- ・ 人の集まるイベントや「3つの密」を徹底的に回避する対策をしたうえで、感染拡大のリスクの低い活動については、実施する。
- ・ 具体的には、屋内で50名以上が集まる集会・イベントへの参加は控えること
- ・ また、一定程度に収まっているように見えても、感染拡大の兆しが見られた場合には、感染拡大のリスクの低い活動も含めて対応を更に検討していくことが求められる

③「感染未確認地域」

- 直近の1週間において、感染者が確認されていない地域（海外帰国の輸入例は除く。直近の1週間においてリンクなしの感染者数もなし）

<想定される対応>

- ・ 屋外でのスポーツやスポーツ観戦、文化・芸術施設の利用、参加者が特定された地域イベントなどについては、適切な感染症対策を講じたうえで、それらのリスクの判断を行い、感染拡大のリスクの低い活動については注意をしながら実施する。
- ・ また、その場合であっても、急激な感染拡大への備えと、「3つの密」を徹底的に回避する対策は不可欠。いつ感染が広がるかわからない状況のため、常に最新情報を取り

² 「3つの条件が同時に重なる場」：これまで集団感染が確認された場に共通する「①換気の悪い密閉空間、②人が密集している、③近距離での会話や発声が行われる」という3つの条件が同時に重なった場のこと。以下「3つの密」という。

入れた啓発を継続してもらいたい。

2. 行動変容の必要性について

(1) 「3つの密」を避けるための取組の徹底について

- 日本では、社会・経済機能への影響を最小限としながら、感染拡大防止の効果を最大限にするため、「①クラスター（患者集団）の早期発見・早期対応」、「②患者の早期診断・重症者への集中治療の充実と医療提供体制の確保」、「③市民の行動変容」という3本柱の基本戦略に取り組んできた。

しかし、今般、大都市圏における感染者数の急増、増え続けるクラスター感染の報告、世界的なパンデミックの状況等を踏まえると、3本柱の基本戦略はさらに強化する必要がある、なかでも、「③市民の行動変容」をより一層強めていただく必要があると考えている。

- このため、市民の皆様には、以下のような取組を徹底していただく必要がある。
 - ・「3つの密」をできる限り避けることは、自身の感染リスクを下げるだけでなく、多くの人々の重症化を食い止め、命を救うことに繋がることについての理解の浸透。
 - ・今一度、「3つの密」をできる限り避ける取組の徹底を図る。
 - ・また、人混みや近距離での会話、特に大きな声を出すことや歌うことを避けていただく。
 - ・さらに、「3つの密」がより濃厚な形で重なる夜の街において、
 - ①夜間から早朝にかけて営業しているバー、ナイトクラブなど、接客を伴う飲食店業への出入りを控えること。
 - ②カラオケ・ライブハウスへの出入りを控えること。
 - ・ジム、卓球など呼気が激しくなる室内運動の場面で集団感染が生じていることを踏まえた対応をしていただくこと。
 - ・こうした場所では接触感染等のリスクも高いため、「密」の状況が一つでもある場合には普段以上に手洗いや咳エチケットをはじめとした基本的な感染症対策の徹底にも留意すること。

(2) 自分が患者になったときの、受診行動について

- 感染予防、感染拡大防止の呼びかけは広まっているが、患者となったときの受診行動の備えは不十分である。例えば、受診基準に達するような体調の変化が続いた場合に、自分の居住地では、どこに連絡してどのような交通手段で病院に行けばいいのか、自分が患者になった時、どのように行動すべきか、事前に調べて理解しておき、家族や近い人々と共有することも重要である。

- こうした備えを促進するため、新型コロナウイルス感染症を経験した患者や家族などから体系的に体験談を収集し、情報公開する取り組みにも着手すべきである。

(3) ICTの活用について

- 感染を収束に向かわせているアジア諸国のなかには、携帯端末の位置情報を中心にパ

パーソナルデータを積極的に活用した取組が進んでいる。感染拡大が懸念される日本においても、プライバシーの保護や個人情報保護法制などの観点を踏まえつつ、感染拡大が予測される地域でのクラスター（患者集団）発生を早期に探知する用途等に限定したパーソナルデータの活用も一つの選択肢となりうる。ただし、当該テーマについては、様々な意見・懸念が想定されるため、結論ありきではない形で、一般市民や専門家などを巻き込んだ議論を早急に開始すべきである。

- また、感染者の集団が発生している地域の把握や、行政による感染拡大防止のための施策の推進、保健所等の業務効率化の観点、並びに、市民の感染予防の意識の向上を通じた行動変容へのきっかけとして、アプリ等を用いた健康管理等を積極的に推進すべきである。

3. 地域の医療提供体制の確保について

(1) 重症者を優先した医療提供体制の確保について

- 今後とも、感染者数の増大が見込まれる中、地域の実情に応じた実行性のある医療提供体制の確保を図っていく必要がある。
- 特に、東京、神奈川、愛知、大阪、兵庫の5県においては、人口集中都市を有することから、医療提供体制が切迫しており、今日明日にでも抜本的な対策を講じることが求められている。
- また、その際には感染症指定医療機関だけでなく、新型インフルエンザ等協力医療機関、大学病院など、地域における貴重な医療資源が一丸となって、都道府県と十分な連携・調整を行い、どの医療機関で新型コロナウイルスの患者を受け入れるか、また逆にどの医療機関が他の疾患の患者を集中的に受け入れるか、さらに他の医療機関等への医療従事者の応援派遣要請に応じるか、などそれぞれの病院の役割に応じ総力戦で医療を担っていただく必要がある。
- 併せて、軽症者には自宅療養以外に施設での宿泊の選択肢も用意すべきである。

(2) 病院、施設における注意事項

- 大分県、東京都、千葉県などで数十名から100名近い病院内・施設内感染が判明した。一般に、病院内感染、施設内感染における感染ルートは、①医療従事者、福祉施設従事者からの感染、②面会者からの感染、③患者、利用者からの感染が考えられる。
- このうち、医療従事者、福祉施設従事者等に感染が生じた場合には、抵抗力の弱い患者、高齢者等が多数感染し、場合によっては死亡につながりかねない極めて重大な問題となる。こうした点を、関係者一人一人が強く自覚し、「3つの条件が同時に重なる場」を避けるといった感染リスクを減らす努力をする、院内での感染リスクに備える、日々の体調を把握して少しでも調子が悪ければ自宅待機する、症状がなくても患者や利用者とは必ずマスクを着用するなどの対策に万全を期すべきである。特に感染が疑われる医療、福祉施設従事者等については、迅速にPCR検査等を

行えるようにしていく必要がある。

- また、面会者からの感染を防ぐため、この時期、面会は一時的に中止とすることなどを検討すべきである。さらに、患者、利用者からの感染を防ぐため、感染が流行している地域においては、福祉施設での通所サービスなどの一時利用を制限（中止）する、入院患者、利用者の外出、外泊を制限（中止）する等の対応を検討すべきである。
- 入院患者、利用者について、新型コロナウイルス感染症を疑った場合は、早急に個室隔離し、保健所の指導の下、感染対策を実施し、標準予防策、接触予防策、飛沫感染予防策を実施する。

（３）医療崩壊に備えた市民との認識共有

- 我が国は、幸い今のところ諸外国のようないわゆる「医療崩壊」は生じていない。今後とも、こうした事態を回避するために、政府や市民が最善の努力を図っていくことが重要である。一方で、諸外国の医療現場で起きている厳しい事態を踏まえれば、様々な将来の可能性も想定し、人工呼吸器など限られた医療資源の活用のあり方について、市民にも認識を共有して行くことが必要と考える。

４．政府等に求められる対応について

- 政府においては、上記１～３の取組が確保されるようにするため、休業等を余儀なくされた店舗等の事業継続支援や従業員等の生活支援など経済的支援策をはじめ、医療提供体制の崩壊を防ぐための病床の確保、医療機器導入の支援など医療提供体制の整備、重症者増加に備えた人材確保等に万全を期すべきである。
- 併せて、３月９日、３月１９日の専門家会の提言及び３月２８日の新型コロナウイルス基本的対処方針で述べられている、保健所及びクラスター班への強化が、未だ極めて不十分なので、クラスターの発見が遅れてしまう例が出ている。国及び都道府県には迅速な対応を求めたい。
- さらに、既存の治療薬等の治療効果及び安全性の検討などの支援を行うとともに、新たな国内発ワクチンの開発をさらに加速するべきである。

V．終わりに

- 世界各国で、「ロックダウン」が講じられる中、市民の行動変容とクラスターの早期発見・早期対応に力点を置いた日本の取組（「日本モデル」）に世界の注目が集まっている。実際に、中国湖北省を発端とした第１波に対する対応としては、適切に対応してきたと考える。
- 一方で、世界的なパンデミックが拡大する中で、我が国でも都市部を中心にクラスター

一感染が次々と発生し急速に感染の拡大がみられている。このため、政府・各自治体・には今まで以上強い対応を求めたい。

- これまでも、多くの市民の皆様が、自発的な行動自粛に取り組んでいただいているが、法律で義務化されていなくとも、3つの密が重なる場を徹底して避けるなど、社会を構成する一員として自分、そして社会を守るために、それぞれが役割を果たしていこう。

以上

事 務 連 絡
令和 2 年 3 月 21 日

(重要) 令和 2 年 3 月 11 日に発出したイベント・講座等の開催に関する考え方について、一昨日（3 月 19 日）の専門家会議等の情報を元に最新の考え方を示したものです。関係者に周知願います。

各都道府県社会教育施設担当課 御中
各政令指定都市社会教育施設担当課

文部科学省総合教育政策局地域学習推進課

社会教育施設において行われるイベント・講座等の開催に関する
考え方について（令和 2 年 3 月 21 日時点）

先日、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、管下の社会教育施設において行われる多数の方が集まるような様々なイベント・講座等について、大規模な感染リスクがあることを勘案し、概ね10日間程度は、中止、延期又は規模縮小等の対応を継続していただくようお願いしたところです（令和 2 年 3 月 11 日付け事務連絡）。

そして、一昨日（3 月 19 日）、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議（以下「専門家会議」という。）より、「地域ごとの対応に関する基本的な考え方」や「大規模イベント等の取扱い」、「多くの人が参加する場での感染対策のあり方の例」について、参考資料のとおり示されました。

これを受け、昨日（3 月 20 日）、総理より、全国規模の大規模イベント等の主催者が、今回専門家会議から示された見解（「主催者がリスクを判断して慎重な対応が求められる」）を踏まえた判断を行う場合は、「多くの人が参加する場での感染対策のあり方の例」も参考にすることや、引き続き、感染拡大の防止に十分留意すること等をお願いするメッセージが出されました。今後は、これを踏まえた対応をお願いします。

具体的には、全国的な大規模イベント等については、①主催者がリスクを判断して引き続き慎重な対応が求められます。②その上で、地域における感染者の実情やその必要性等にかんがみて主催者がどうしても開催する必要があると判断する場合には、その実施に当たって、「多くの人が参加する場での感染対策のあり方」等を参考にして、十分に注意してリスクへの対応を行い、仮にリスクへの対応が整わない場合には中止又は延期をお願いします。③なお、リスクへの対応が十分行えていた場合にも、その時点での流行状況に合わせて、急な中止又は延期を行えるような備えをお願いします。

また、全国的な大規模イベント以外については、「地域ごとの対応に関する基本的な考え方」を参照し、その実施を判断して下さい。

なお、今後、新型コロナウイルス感染症の感染の状況を見ながら、必要に応じて、最新の情報や追加的な留意事項を提供する場合がありますことを申し添えます。新型コロナウイルス感染症については、日々状況が変化しているところであり、下記関連情報ホームページ及びそのリンク先により最新の情報を確認の上、引き続き安全確保に細心の注意を払っていただくようお願いいたします。

本件について、各都道府県社会教育施設所管課におかれては管下の市町村社会教育施設担当課及び所管の社会教育施設に対して、各政令指定都市社会教育施設担当課におかれては所管の社会教育施設に対して、それぞれ周知をお願いします。

記

○関連情報ホームページ

- ・ 新型コロナウイルス感染症対策本部（第 21 回）（令和 2 年 3 月 20 日）
https://www.kantei.go.jp/jp/98_abe/actions/202003/20corona.html
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言（令和 2 年 3 月 19 日）」
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000610566.pdf>
- ・ 文部科学省ホームページ「新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について」
https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/index.html
- ・ 新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について（内閣官房ホームページ）
http://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html

（本件連絡先）

文部科学省総合教育政策局地域学習推進課 地域学習推進係
T E L : 03-6734-2974（直通）

「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（抜粋）
（2020 年 3 月 19 日、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議）

Ⅱ．状況分析等

7．地域ごとの対応に関する基本的な考え方

今後、日本のどこかでオーバーシュートが生じた場合には、地域ごとに断続的に発生していくことが想定されます。こうした状況下では、社会・経済機能への影響を最小限としながら、感染拡大防止とクラスター連鎖防止の効果を最大限にしていける観点から、地域の感染状況別にバランスをとって必要な対応を行っていく必要があります。

感染状況が拡大傾向にある地域では、まん延のおそれが高い段階にならないように、まずは、地域における独自のメッセージやアラートの発出や一律自粛の必要性について適切に検討する必要があります。その場合、社会・経済活動への影響も考慮し、導入する具体的な自粛内容、タイミング、導入後の実施期間などを十分に見極め、特に「感染拡大が急速に広まりそうな局面」や「地域」において、その危機を乗り越えられるまでの期間に限って導入することを基本とすべきだと考えます。

感染状況が収束に向かい始めている地域並びに一定程度に収まってきている地域では、後述するように、人の集まるイベントや「3つの条件が同時に重なる場」を徹底的に回避する対策をしたうえで、感染拡大のリスクの低い活動から、徐々に解除することを検討することになると考えます。ただし、一度、収束の傾向が認められたとしても、クラスター（患者集団）発生の早期発見を通じて、感染拡大の兆しが見られた場合には、再び、感染拡大のリスクの低い活動も含めて停止する必要が生じます。

感染状況が確認されていない地域では、学校における様々な活動や、屋外でのスポーツやスポーツ観戦、文化・芸術施設の利用などを、適切にそれらのリスクを判断した上で、感染拡大のリスクの低い活動から実施してください。ただし、急激な感染拡大への備えと、「3つの条件が同時に重なる場」を徹底的に回避する対策は不可欠です。

Ⅲ．提言等

2．市民と事業者の皆様へ

（9）大規模イベント等の取扱いについて

2月26日に政府が要請した、全国的な大規模イベント等の自粛の成果については、その効果だけを取り出した「まん延防止」に対する定量的な効果測定をできる状況にはないと考えていますが、専門家会議としては、以下のような観点から、引き続き、全国的な大規模イベント等については、主催者がリスクを判断して慎重な対応が求められると思います。

全国規模の大規模イベント等については、

- ①多くの人が一室に会するという集団感染リスクが想定され、この結果、地

域の医療提供体制に大きな影響を及ぼしかねないこと（例：海外の宗教行事等）

②イベント会場のみならず、その前後などに付随して人の密集が生じること
（例：札幌雪まつりのような屋外イベントでも、近辺で3つの条件が重なったことに伴う集団感染が生じていること）

③全国から人が集まることに伴う各地での拡散リスク、及び、それにより感染者が生じた場合のクラスター対策の困難性
（例：大阪のライブハウス事案（16 都道府県に伝播））

④上記のリスクは屋内・屋外の別、あるいは、人数の規模には必ずしもよらないこと

などの観点から、大規模イベント等を通して集団感染が起こると全国的な感染拡大に繋がると懸念されます。

このため、地域における感染者の実情やその必要性等にかんがみて、主催者がどうしても、開催する必要があると判断する際には以下①～③などを十分注意して行っていただきたい。

しかし、そうしたリスクへの対応が整わない場合は、中止又は延期をしていただく必要があると考えています。

また仮にこうした対策を行っていた場合でも、その時点での流行状況に合わせて、急な中止又は延期をしていただく備えも必要です。

①人が集まる場の前後も含めた適切な感染予防対策の実施、

②密閉空間・密集場所・密接場面などクラスター（集団）感染発生リスクが高い状況の回避、

③感染が発生した場合の参加者への確実な連絡と行政機関による調査への協力

などへの対応を講ずることが求められます。

（別添「多くの人が参加する場での感染対策のあり方の例」参照）

別添 【多くの人が参加する場での感染対策のあり方の例】

1) 人が集まる場の前後も含めた適切な感染予防対策の実施

- 参加時に体温の測定ならびに症状の有無を確認し、具合の悪い方は参加を認めない。
- 過去2週間以内に発熱や感冒症状で受診や服薬等をした方は参加しない。
- 感染拡大している地域や国への訪問歴が14日以内にある方は参加しない。
- 体調不良の方が参加しないように、キャンセル代などについて配慮をする。
- 発熱者や具合の悪い方が特定された場合には、接触感染のおそれのある場所や接触した可能性のある者等に対して、適切な感染予防対策を行う。
- 会場に入る際の手洗いの実施ならびに、イベントの途中においても適宜手洗いができるような場の確保。
- 主に参加者の手が触れる場所をアルコールや次亜塩素酸ナトリウムを含有したもので拭き取りを定期的に行う。
- 飛沫感染等を防ぐための徹底した対策を行う（例えば、「手が届く範囲以上の距離を保つ」、「声を出す機会を最小限にする」、「咳エチケットに準じて声を出す機会が多い場面はマスクを着用させる」など）

2) クラスター（集団）感染発生リスクの高い状況の回避

- 換気の悪い密閉空間にしないよう、換気設備の適切な運転・点検を実施する。定期的に外気を取り入れる換気を実施する。
- 人を密集させない環境を整備。会場に入る定員をいつもより少なく定め、入退場に時間差を設けるなど動線を工夫する。
- 大きな発声をさせない環境づくり（声援などは控える）
- 共有物の適正な管理又は消毒の徹底等

3) 感染が発生した場合の参加者への確実な連絡と行政機関による調査への協力

- 人が集まる場に参加した者の中に感染者がでた場合には、その他の参加者に対して連絡をとり、症状の確認、場合によっては保健所などの公的機関に連絡がとれる体制を確保する。
- 参加した個人は、保健所などの聞き取りに協力する、また濃厚接触者となった場合には、接触してから2週間を目安に自宅待機の要請が行われる可能性がある。

4) その他

- 食事の提供は、大皿などでの取り分けは避け、パッケージされた軽食を個別に提供する等の工夫をする。
- 終了後の懇親会は、開催しない・させないようにする。

※ 上記は例であり、様々な工夫が考えられる。